

どう選ぶ有料老人ホーム 後悔しない契約のポイント 足を運んだ「見学」が大切

に至っている。この施設数は全国の中学校数に見合う程度である。

3 施設が提供するサービスは、食事、介護、家事、健康管理、生活相談、見守り、安否確認など多様なメニューから組み合わせであり、施設毎に異なるので利用者の選択になる。

施設選択にあたっては「見学」が大切。複数回、複数施設と場数を踏むことが大事。できれば体験入居も。入居のチェックボ

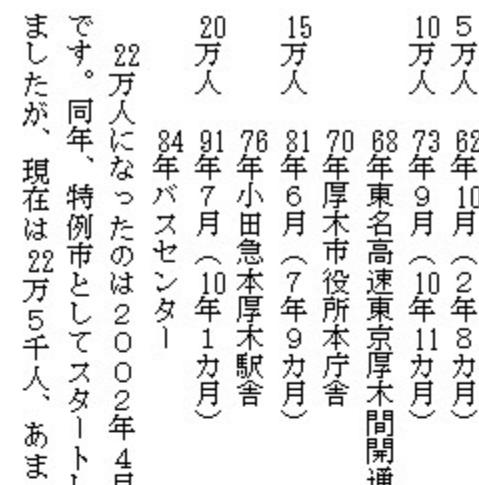
老人福祉施設とは

老人福祉施設は、特別養護老人ホームだけでなく、介護保険法に規定されない養護老人ホームや有料老人ホームなど種々あります。その違いを見てみました。

| | |
|-----------|--|
| 養護老人ホーム | 主に経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設。特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではない。行政による措置施設であり、入所の申し込みは市町村に行う。 |
| 特別養護老人ホーム | 65歳以上であって、常時の介護を必要とし（介護認定を受ける）、かつ居宅においてこれが受けることが困難な人を入所させ、養護することを目的とする施設である。 |
| 軽費老人ホーム | 無料又は低額な料金で、要介護認定者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。A型、B型があり、よく言われるケアハウスも、この軽費老人ホームの一種である。 |
| 有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護付き」「住宅型」「健康型」の3つのタイプに分類。 ・平均的な有料老人ホームは居室数50室ほどを持ち、約18m²ほどのトイレ付個室が標準である。 ・リビング・ダイニングや浴室は共用。 ・民間企業が経営しているケースが多い。 <p>料金設定も様々（数百万円～ 数千万円）で入居一時金を支払う利用権方式、賃貸借方式、終身建物賃貸借方式などがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護度が進み、施設を追い出されるケースもある。 ・入居一時金、介護サービスの質等に関する苦情が、国民生活センターなどに寄せられている。 |

1月26日(月)厚木市商工会議所で、平成26年度第2回消費者問題講演会が開催されました。テーマは「どう選ぶ有料老人ホーム」後悔しない契約のポイント」、講師は全国有料老人ホーム協会事務局長 灰藤誠氏。参加したA・Kさんのレポートです。

「公的施設」とされる特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床への入居者は全国で51万人に対しても老人福祉法に基づく「介護付有料老人ホーム」「住戸型有料老人ホーム」と高齢者住まい法に基づく「サービス付き高齢者住宅」は約1万施設に



各地図のふれあい宣言

有料老人ホームの実態にもふれた。平成21年3月の群馬県での火災死亡事故後、施設認証基準（床面積、個室、バリアフリー、消防設備など）のガイドラインに満たない施設であっても状況把握をする努力がおこなわれている。

○低所得者層の老後施設の深刻な実態に対する問題意識も示された。

○余では、相談したいことがあったら連絡してくださいとのこと。

全国有料老人ホーム協会

Tel 03(3548)1077

A woman with dark hair tied back is smiling and holding up a blue book with the title 'あつまる' (Atsumaru) written in large white characters. She is wearing a black jacket over a patterned top. The background shows a booth with various items on display, including a television screen showing a landscape. Other people are visible in the background, some wearing blue and yellow vests.

「あ」、「ある」でお賣じも

2月1日 厚木市は60周年
1955年(昭和30年)2月1日に
神奈川で13番目の市として厚木市がで
きました。当時は人口3万1千人、そ
れからどんどん増えました。

り増加していません
今年2月1日(日)の60周年記念式典では、市と教育委員会から例年より多くの人々が表彰されました。
また、「あつぎ市民ふれあい都市宣言」が行われ、15地区のふれあい宣言もありました。

同日は市内各地でも様々なイベントがありました。

2月の法律相談